

子ども・子育て支援制度における利用定員について

利用定員とは

子ども・子育て支援法第27条第1項の「確認」において定められるものであり、市町村は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、各施設に対して、認定区分ごとに「認可定員」の範囲内で「利用定員」を設定します。

この利用定員を基に、子ども・子育て支援制度における給付費等の基礎単価が決定されます。

※「確認」とは：対象施設が市の条例で定める基準への適合、利用定員の設定等を市町村が確認する制度。

※認可定員とは；各法令に基づき、保育室等の面積基準や保育士等の人員基準を満たした施設の定員

利用定員設定のための手続き

子ども・子育て支援法の規定に基づき、以下の手続きが必要となります。

(1)地方版子ども・子育て会議（法第77条第1項）への意見聴取
（→北本市子ども・子育て会議が該当）

※利用定員の設定（必須）

※利用定員の変更（任意）

(2)都道府県知事への届出

利用定員設定における子ども・子育て会議の位置づけ

子ども・子育て会議での意見聴取では、設定される「利用定員」が、需要に対して供給多過になり過ぎてないかなどの視点で意見を伺うものです。

利用定員の設定の考え方

○施設・事業者からの申請に基づき、市町村が「確認」の手続きの中で認可定員の範囲内で設定します。

○全国一律の基準設定はなく、市町村が実情に応じて設定します。

○利用定員は認可定員に一致させることが基本となります。

給付種別	施設事業の類型	認可主体	確認主体
施設型給付 (特定教育・保育施設)	幼保連携型	埼玉県	北本市
	幼稚園型		
	保育所型		
	地方裁量型		
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育給付 (地域型保育事業者)	小規模保育事業	北本市	
	家庭的保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		